

# 介護老人保健施設プロ稻敷介護予防通所リハビリテーション運営規程

## (運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人美湖会が開設する介護老人保健施設プロ稻敷（以下「当施設」という。）において実施する介護予防通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

## (事業の目的)

第2条 介護予防通所リハビリテーションは、要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、介護予防通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

## (運営の方針)

第3条 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- 3 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 ユニットにおいては、入所前の居宅における生活と入所後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入所者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営む事を支援しりものとする。
- 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
- 8 当施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、介護保健法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行なうように努めるものとする。
- 9 事故が発生した場合は速やかに家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設プロ稻敷
- (2) 開設年月日 平成 21 年 6 月 1 日
- (3) 所在地 茨城県稻敷市狸穴 11 番地
- (4) 電話番号 0297-87-7511 FAX 番号 0297-87-7588
- (5) 管理者名 田上 洋子
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設 0852780022 号

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- |                 |                      |
|-----------------|----------------------|
| (1) 管理者         | 1 人 (兼務)             |
| (2) 医師          | 1 人 (兼務)             |
| (3) 看護職員        | 1 人以上                |
| (4) 介護職員        | 4 人以上                |
| (5) 理学療法士・作業療法士 | 法令の定める員数 1 人以上 (兼務可) |
| (6) 管理栄養士・栄養士   | 1 人 (兼務)             |
| (7) 支援相談員       | 1 人 (兼務可)            |

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の介護予防通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の介護予防通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
- (5) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (6) 理学療法士・作業療法士は、医師や看護師等と共同して介護予防通所リハビリテーション実施計画書を作成するとともに介護予防リハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (7) 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 介護予防通所リハビリテーションの営業日及び営業時間以下のとおりとする。

- (1) 営業日は土曜・日曜・祝祭日を除く、月曜日から金曜日とする。ただし、介護支援専門員より依頼があり、施設の受け入れ体制が整う場合に限り、土曜・日曜・祝祭日も実施する。
- (2) 営業日の午前 8 時 35 分から午後 5 時までを営業時間とする。

(サービス提供時間・延長時間)

第8条 主なサービスの提供時間は①午前9時30分から午後4時②午前10時から午後3時、  
延長を行う時間帯は午前7時30分から午後6時30分とする。(状況応じて)

(利用定員)

第9条 介護予防通所リハビリテーションの利用定員は、通所リハビリテーションの利用定員から当該日の通所リハビリテーションの実人数を差し引いた数とする。

(介護予防通所リハビリテーションの内容)

第10条 介護予防通所リハビリテーションは、医師、理学療法士、作業療法士等リハビリスタッフによって作成される介護予防通所リハビリテーション計画及び介護予防リハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。

- 2 介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、入浴介助を実施する。
- 3 介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、食事を提供する。
- 4 介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。

(利用者負担の額)

第11条 利用者負担の額を以下とおりとする。

- (1) 介護予防保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 食費、日用生活品費、教養娯楽費、理美容代、基本時間外施設利用料、おむつ代、  
その他の費用等利用料を、利用者負担説明書に掲載の料金により支払いを受ける。

(身体の拘束等)

第12条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を診療録に記載する。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上の開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(虐待の防止等)

第13条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用して行う事ができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策等)

第14条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(通常の送迎の実施地域)

第15条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。  
稻敷市 河内町 美浦村 龍ヶ崎市 利根町 牛久市

(施設の利用に当たっての留意事項)

第16条 介護予防通所リハビリテーション利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第11条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第10条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- ・ 施設内は禁煙とし、申し出により敷地内の決められた場合でのみ喫煙を許可している。
- ・ 火気の取扱いは、職員の付き添いがない場合禁止する。
- ・ 設備・備品の利用は、申し出による許可にて可能をする。故意に破損させた場合は修理代は利用者負担とする。
- ・ 所持品・備品等の持ち込みに関して、電気製品は申し出による許可にて可能とする。
- ・ 金銭・貴重品は、事務所に申し出る。
- ・ 介護予防通所リハビリテーション利用時の医療機関での受診は、必ず事務所に連絡を入れる。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。

(業務継続計画書の策定等)

第17条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の対策で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画書」という。）を策定し、当該業務継続計画に必要な措置を講じるものとする。

- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第18条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

#### (非常災害対策)

第19条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる。
  - (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
  - (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
  - (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
  - (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
  - (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
    - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上  
(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
    - ② 利用者を含めた総合避難訓練……………年1回以上
    - ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底……………隨時
  - (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (6)に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

#### (職員の服務規律)

第20条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

#### (職員の質の確保)

第21条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

2 当施設はすべての従業者（看護師 准看護師 介護福祉士 介護支援専門員 介護保健法第8条第2項に規定する政令で定める者の資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

#### (職員の勤務条件)

第22条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人美湖会の就業規則による。

#### (職員の健康管理)

第23条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事するものは、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

- 第 22 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- (1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 3 月に 1 回開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 当施設において、従業者に対し感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症のまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。
- (4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処当に関する手順」に沿った対応を行う。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

- 第 23 条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第 24 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。
- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーの保護については、施設内に掲示する。
- 3 当施設は、適切な介護保険施設サービスの提供を確保する簡単から、職場において行われる性的な言動又は優越感な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 介護予防通所リハビリテーションに関する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人美湖会の役員会において定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

令和 6 年 3 月 29 日より一部改訂する。

令和 7 年 2 月 26 日 更新